

令和3年7月
農業委員会議事録

開催日：令和3年7月26日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 7月26日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原 和紀
統括主幹 齋藤 利明
主 事 辻 敬 濟

(説明員) 開発指導課長 山口 勇
農業振興課主幹 加藤 武司
農業振興課主任 東 條 紘

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
- 第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて
- 第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時50分

9. 会議の内容

局長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。入梅も明けて、その後、30度以上ということが連日続いております。

先日16日に、田んぼのほうの圃場巡回をしてきまして、梅雨らしい日が続いて、あまり晴れた日になかったのですが、米に関しては平年どおりの推移だそうです。

その後、梅雨明け後、今30度以上の日にちが続いております。5月1日付、春日部農林振興センターの調査圃のところで平年並みで、我々がやっている出穂等はちょっと幾日か早いらしいのですが、ちょっと出たぐらいなものを出穂というので、我々はある程度出たやつを出穂と言っているの、その辺でちょっと違いがあるのかなと思います。早いところで明日、出穂だそうです。我々が言っている出穂は今月いっぱいの話なのかなと。

こしひかりですけれども、今月いっぱいに出穂すると、これから暑い日が続きますと、早い人は8月の終わりに稲刈りが始まるのかなと。通常ですと我々の一般的なこしひかり、早く植えた人でも8月5日頃が出穂で、9月の頭からというのが通常なのですけれども、これからの温度次第で出穂があつて、1,000度、1,200度という温度で熟穂していきますので、早く植えた方は8月中に稲刈りが始まるのかなと思っております。

ただ、今一番大事な時期に、明日、台風がやってきます。台風も最初の予定だと関東、東京湾のほうにも寄っていたのですが、今朝のテレビだと大体中心線が福島の方へ寄ったということで、最短南へ来

ても茨城辺りがちょっと中心が通るのかなと。こちらについては雨は降るでしょうけれども、そんなに大きな台風ではないのだし、風も向きが違うので、今までは太平洋の北海道のほうへ抜けていくのが東から来るというまれな台風なので想像もつきませんが、6号よりも8号は小さいということですので、福島、東北のほうはちょっと被害が心配をされております。

ただ、こちらもちょうど穂ばらみで穂がはらんでいるところなので、ここで台風が来て擦れてしまうとやっぱり品質も落ちたりしますので、その辺が一番心配なのかなと思っております。

話まとりませんけれども、開会についての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。

出席委員は全員出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議 長

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、7番の大熊委員、8番の宇田川委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

統 括 主 幹

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番及び2番について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万1,955平方メートルです。自宅から申請地まで約5分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計2名です。

		<p>続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6,883平方メートルです。自宅から申請地まで約5分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計3名です。</p> <p>以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について坂巻委員、2番について推進委員8番の飯高委員よりお願いいたします。</p> <p>それでは、1番について坂巻委員、お願いいたします。</p>
3番委員		<p>1番の件につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>7月14日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は贈与であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断いたします。</p> <p>どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2番について、飯高委員よりお願いいたします。</p>
8番推進委員		<p>2番の件について補足説明をいたします。</p> <p>7月15日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断いたします。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全	員	<p>なし。</p>
議	長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p>

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、1番から8番について事務局からお願いいたします。

統括主幹

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、会社の社宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は通勤圏内で、妻の実家にも近く、家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、祖母の所有する住宅に両親と祖母の4人で居住しておりますが、手狭となり十分なスペースを確保できる住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも車で20分の距離に位置し、家族がお互い協力し合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも車で30分の距離にあり、また妻が両親の介護のため週3日程度通っております。実家に近くなることで家族が安心して生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しており

ますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の母親の住まいに近く、母親は独り暮らしであり、近くに住んでほしいと懇願されており、将来の介護を考え、お互い助け合いながら生活できると思い申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、子育ての支援や将来の両親の介護を踏まえ、安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は幼稚園倉庫の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和46年に市内に主たる事務所を置く学校法人です。現在、施設で年間使用する道具等を補完する倉庫がなく、松伏町に学園の倉庫を借りておりますが、行事のたびに備品を倉庫まで取りにいかねばならず、特に運動会するときなどは父兄の方々の力をお借りしている状況です。このたび、新たに倉庫の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は幼稚園に隣接しており、土地の所有者の同意が得られたことから、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、父親及び祖父の所有する住宅に3世代が同居し、生活しておりますが、手狭となり、住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は現在の住まいから程近く、将来、両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ見つからず、両親に相談したところ、父が所有している土地を勧められ、申請地は実家の土地に隣接しており、子育ての支援や将来の両親の介護を踏まえ、お互いに助け合いながら生

活できると思い、申請に及んだものです。

以上、8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番から5番について瀬尾委員、6番について小林委員、7番及び8番について大熊委員よりお願いいたします。

それでは、1番から5番について、瀬尾委員、お願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

まず、1番から3番の件について、まとめてご報告いたします。

7月14日に現地確認をいたしました。申請地の現況は畑で、転用目的はいずれも住宅であります。申請地は全て道路に面しておりまして、東側を除き周囲をコンクリートブロックによって区画し、被害防除とすることから、周囲への影響はないと判断いたします。

以上、一括してご報告いたします。

続きまして、4番及び5番についてまとめてご報告いたします。

同じく7月14日に現地確認をいたしました。申請地の現況は畑で、転用目的はいずれも住宅であります。申請地は全て西側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロックによって区画し、被害防除とすることから、周囲への影響はないと判断いたします。

以上、一括してご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

6番について小林委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小林委員)

6番案件について説明します。

7月14日、現地にて確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は敷地拡張です。南側及び西側は既存敷地と一体利用し、北側及び東側をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

7 番 委 員

7 番及び8 番について、大熊委員よりお願いいたします。

(大熊委員)

7 番の件について報告します。

7 月15日に事務局と現地を確認しており、申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。西側道路に面する部分を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、8 番の件について報告します。

7 月15日に事務局と現地を確認しており、申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。出入口の部分を除いて周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございますか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

引き続き第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての9番から15番について、事務局から説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての9番から15番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し、土地を探していましたが見つからず、妻の両親に相談したところ、祖父の所有している土地を勧められ、申請地は妻の実家に隣接しており、道路を挟んで反対側には祖父の家があることから、家族が協力し合い生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成24年に吉川市に本店を置き、主に自動車修理業を営む法人です。現在の工場で利用している機材も古くなり、新たに自動車修理工場の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は国道4号バイパスに近く、周辺には住宅が多く需要が見込めることから計画したところ、土地の所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的はスポーツ練習場です。転用理由といたしまして、借人は平成2年に三郷市内に本店を置き、主にスポーツクラブの運営を営む法人です。現在、市内の幼稚園にて幼児や小学生を対象としたスポーツクラブの運営を行っておりましたが、幼稚園の方針転換に伴い、活動の拠点を失うこととなり土地を探していたところ、申請地は今まで利用していた幼稚園からも程近く、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は資材置場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は昭和60年に草加市に本店を置き、主に建設業を営む法人です。現在使用している資材置場が手狭となり、隣接している土地所有者に相談したところ、同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は小中学校も目の前にあり、実家にも近くなり、お互い助け合って生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地はレイクタウン駅に程近く、勤務先へのアクセスがよく、妻の祖母が川口市に居住しており、将来、祖母の介護が必要な際にもすぐにお世話ができる距離にあることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも近く、将来、親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を9番及び10番について宇田川委員、11番、12番について私から、13番及び14番について田口委員、15番について藤井委員よりお願いいたします。

8 番 委 員

それでは、9番及び10番について、宇田川委員、お願いいたします。9番の件について説明します。

(宇田川委員)

7月13日に現地を確認しておりまして、申請地の現況は畑、転用の目的は住宅です。北側出入口を除き東側を既存コンクリートブロック

で区画します。また、西側、南側は親族所有の土地であることから、マウンド（盛土）を設置し土留めとすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、10番の件について説明します。7月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用の目的は自動車修理工場です。道路に面した出入口を除き新たにコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

11番及び12番について私から説明いたします。

11番の件について、7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的はスポーツ練習場です。北側出入口を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。

続きまして、12番の件について、同じく7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場の敷地拡張です。周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、13番及び14番について、田口委員、よろしく願いいたします。

それでは、13番の件について説明いたします。

7月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。市道に面した東側出入口を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、14番についても説明をさせていただきます。

議 長

10番委員
(田口委員)

同じく7月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。市道に面した東側、南側を除き、周りをコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2件報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

15番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(藤井委員)

15番の件について、7月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の5ページを御覧ください。第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が3筆で、面積は2,966平方メートルです。平成30年7月26日から令和3年7月26日までの証明です。

事務局からは以上です。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員2番の神田委員よりお願いいたします。

2番推進委員 (神田委員) 1番について報告します。

7月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地3筆については適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

議長 長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議長 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の6ページ及び7ページを御覧ください。

第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。

本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることとなっております。

被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が4筆です。面積は3,305平方メートルです。相続開始年月日は令和2年11月12日です。

次に、2番の内容ですが、筆数が10筆です。面積は6,045平方メートルです。相続開始年月日は令和2年11月25日です。

議 長	事務局からは以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について4番の林委員、2番について11番の豊田委員よりお願いいたします。
4番推進委員 (林委員)	それでは、林委員、お願いいたします。 1番について、去る7月13日に現地を確認いたしましたので、報告いたします。申請地の農地4筆につきましては、適正に管理、耕作されておりますので、報告いたします。
議 長	ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
11番推進委員 (豊田委員)	ありがとうございました。 2番について、豊田委員、お願いいたします。 2番についてご報告いたします。 去る7月15日に現地を確認いたしましたので、ご報告いたします。申請地の農地の10筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。
議 長	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
全 員	ありがとうございました。
議 長	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
議 長	続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
統 括 主 幹	続きまして、第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。 議案書の8ページを御覧ください。 第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

いについて説明します。

番号、主たる従事者名、申請者名の順に読み上げます。

生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定されていた農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市に買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。

それでは、1番の内容ですが、土地の所有者である●●●●様が、疾病及び高齢により農作業に従事することができない状況のため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●様であったことの証明を求め、申請があったものです。

なお、令和3年6月11日付で診断書が提出されております。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。

13番推進委員

1番の件につきましてご報告いたします。

(原田委員)

申請者は病気の後遺症により、現在は農作業を行うことが全くできない状態ですが、当該申請地の主たる従事者でありましたことをご報告いたします。

また、去る7月14日に現地を確認しましたところ、当該買取り申請地の畑4筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行すること

統括主幹

に決定いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

議案書の9ページ及び10ページを御覧ください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

本計画案は、農業経営基板強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長
全議員
議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

農業振興課

続きまして、第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農業振興課の加藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の11ページを御覧ください。第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。

令和3年4月15日から令和3年6月14日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に関する農用地区域からの除外の申出が8件ございました。

農業振興地域整備計画の変更にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定に

基づき、貴委員会のご意見をお聴きするものでございます。

農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て、市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなければ、おおよそ1年程度の後に農用地区域から除外され、農地法許可申請が提出されるという流れになります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。それでは説明いたします。

まず、1番の概要でございますが、除外理由は住宅です。申出人は、現在、申出地の近隣にある妻の実家に、妻の母と妻、子供3人の計6人で居住しておりますが、子供の成長に伴い、現住居が手狭となったため、申出人と妻、子供3人の計5人で住むために新居を建築したいと考えるようになりました。

妻の祖父母も申出地の近隣に居住しており、農業を営んでおり、将来的な農業への従事の必要性も考慮するとともに、申出人夫婦は現在共働きであり、子育て面での親族からのサポートの必要性も考え、このたび、妻の実家と妻の祖父母宅から徒歩圏内の申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅の建築をしたいとする申出でございます。

また、申出の土地は、既存の集落内に位置しており、都市計画法における許可要件を満たしております。なお、建築面積は73.5平方メートルを予定しております。

続きまして、2番の概要でございますが、除外理由は敷地拡張です。申出人は、越谷市内に本社を置き、運送業を営んでおり、主にプレカットといわれる加工された建築資材を自社の資材置場で保管した後、関東圏内の施工現場へ配送しております。現在、取引量は増加傾向で、直近6月は300棟以上の取引実績となっており、既存の資材置場では手狭なため、資材を高く積み上げて対応するなど危険な状況となっております。

また、既存の主要取引先が新工場を建築したことや拠点集約を行う

ことに伴い、将来的にはこれまでの倍以上の取引を依頼されており、現状のままでは対応ができないことから土地を探していたところ、既存資材置場に隣接する申出地を譲り受けることができるようになったため、敷地を拡張し、資材置場として使用したいという申出でございます。なお、建築物の計画はございません。

続きまして、3番の概要でございますが、除外理由は店舗です。申出人は、増森地区にて農業を営んでおり、近隣の農家仲間と話をする中で、農作業の合間や猛暑、ゲリラ豪雨などの際にも休憩できる飲食店を開店したいと考えるようになりました。近隣には小休憩できるような飲食店はないため、農家仲間とも協力し、単なる喫茶店ではなく、地元の方々のコミュニケーションの場となるような飲食店の開業を目指し、食品衛生責任者の資格を取得するなど開業手続を進めていたところ、農家仲間の一人が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、店舗を建築したいとする申出でございます。

また、申出の土地は、既存の集落内に位置しており、都市計画法における許可要件を満たしております。なお、建築面積は76.18平方メートルを予定しております。

続きまして、4番の概要でございますが、除外理由は敷地拡張でございます。申出人は、春日部市に本社を置き、建設業及び建設業に附属する産業廃棄物処理業を営んでおります。主に基礎工事や土留め工事を行っており、これによって生じた土砂の一時的な保管やダンプの駐車場として越谷市内の資材置場を業務の拠点としております。年々業績を伸ばし、今後も受注量の増大が見込まれることに加え、同業者の高齢化が進んでいることに伴い、廃業後の業務受入れの相談が増えており、新たな資材置場を確保する必要性が生じております。

このような状況から近隣地域で土地を探していたところ、既存資材置場に隣接する申出地を借り受けることができるようになったため、敷地を拡張し、資材置場として使用したいという申出でございます。なお、建築物の計画はございません。

続きまして、5番の概要でございますが、除外理由は資材置場でご

ございます。申出人は、越谷市内に本社を置き、主に業務用不動産物件の仲介及び管理を行っておりましたが、その中で飲食関連事業者から厨房機器類を引き取ってほしいとの依頼や、中古でよいので販売してほしいとの依頼があったため、古物商の許可を取得しました。

このような状況から、中古厨房機器のメンテナンスや一時保管をする場所の確保が必要となり、本社の近隣地域で土地を探していたところ、申出地を借り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出でございます。なお、建築物の計画はございません。

続きまして、6番の概要でございますが、除外理由は店舗でございます。申出人は、申出地の隣接地に居住し、会社員として働いておりますが、定年が間近となり、退職後の生活を考える中で、子供の頃からの特技である書道の腕前を生かし、書道塾を開設したいと考えるようになりました。近所の人々は申出人の書道の腕前を知っていることや近隣に小学校があることなどから、口コミによる生徒募集を考えており、地域に密着した書道塾とするため、申出人が所有する申出地に書道塾のための店舗を建築したいとする申出でございます。

また、申出の土地は、既存の集落内に位置しており、都市計画法における許可要件を満たしております。なお、建築面積は72.87平方メートルを予定しております。

続きまして、7番の概要でございますが、除外理由は住宅でございます。申出人は、現在、越谷市内の賃貸アパートに交際中の女性と2人で居住しております。将来的には結婚を考える中で、新居を建築したいと考えていたところ、父から近くに住んでほしいとの強い希望もあり、父が所有する申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅の建築をしたいとする申出でございます。

また、申出の土地は、既存の集落内に位置しており、都市計画法における許可要件を満たしております。なお、建築面積は55.47平方メートルを予定しております。

続きまして、8番の概要でございますが、除外理由は資材置場でご

ございます。申出人は、越谷市内に本社を置き、水道工事業として水道管の新設や管理、修繕、引込み業務などを行っております。現在は市内北部に資材置場があり、一般的な水道工事の資材をはじめ、急な漏水修繕業務にも24時間365日対応するため、あらかじめ様々な種類の資材を大量に保管しております。加えて、近年は、比較的大規模な工事依頼が増えており、既存の資材置場では手狭な状況となっております。

さらに、複数社から取引増加に向けた相談を受けており、今後、さいたま市や川口市、草加市などでの業務拡大が見込まれるため、市内南部に位置する本社の近隣地域で土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出でございます。なお、建築物の計画はございません。

農業振興課からは以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、1番について三ツ木委員、2番から5番について渋谷委員、6番及び7番について大熊委員、8番について私から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

それでは、1番について三ツ木委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

1番の件について、7月15日に現地を確認いたしましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲に既存のコンクリートブロックが設置されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

2番から5番について、渋谷委員よりお願いいたします。

5 番 委 員
(渋谷委員)

2番の件について、7月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は田で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、3番の件について、同じく7月15日に現地を確認しま

したので、報告します。

現況は畑で、除外理由は店舗です。周囲に土留めブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、4番の件について、同じく7月15日に現地を確認いたしました。

現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。周囲に土留めブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続いて、5番の件について報告いたします。

現況は畑で、除外理由は資材置場です。周囲に土留めブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

6番及び7番について、大熊委員よりお願いいたします。

7 番 委 員
(大熊委員)

6番の件について、7月15日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は店舗です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、7番の件について、7月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番について私から説明いたします。

8番の件について、7月14日に現地を確認しておりますので、報告

いたします。現況は畑で、除外理由は資材置場です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

藤井委員。

2 番 委 員
(藤井委員)

2番の敷地拡張ということで、既存の駐車場、資材置場があるわけですけれども、ここで下の平面図、計画図、それと上の案内地図ということで見てみますと、ちょうど●●●辺りです。これが空白になっております。これで下の利用計画の中でありまして、一体で中に含まれているような利用計画となっておるのですけれども、この辺りはどういうふうになっておりますでしょうか。

議 長
農 業 振 興 課

農業振興課。

だいまの質問にお答えさせていただきます。

ちょうど●●●という筆なのですけれども、ここ既に現況、別の方が駐車場にしておりますので、地目は雑種地になっております。なので、除外の農地として利用されていないので、今回の申請からは抜けているのですが、最終的な形態としては下の図面のように、そこも含めた形で、一体の資材置場として拡張するという案件でございます。

議 長
2 番 委 員
(藤井委員)

よろしいですか。

分かりました。

議 長
全 員
議 長

ほかに。

なし。

ほかに質疑がないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願ひます。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定い

統 括 主 幹

たします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の13ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましても、記載のとおりです。

続きまして、14ページ、15ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、11件の届出がありました。内容につきましても、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましても、添付書類等も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、16ページです。第3号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましても、田畑転換でございます。

報告事項は以上です。

議 長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、8月25日、水曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時50分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 7月26日

議 長

署名委員

署名委員